ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの容器による詰替え販売時の確認等について法制化

令和元年7月に京都府京都市伏見区で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器への詰替え販売時に次の事項の確認等が義務化になります。ガソリンスタンドなどで購入する際には、ご理解ご協力をお願いします。

1　本人確認　※1　※2

2　使用目的の確認

3　販売記録の作成

※1　本人確認の書類例・・・運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど

※2　本人確認は、省略できる場合があります。

（1）既に本人確認を行った場合

（2）継続的な取引がある場合

（3）ガソリンスタンドの会員証等で本人確認ができる場合

令和２年
２/１施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認**（運転免許証の提示など）

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器　ガソリン携行缶

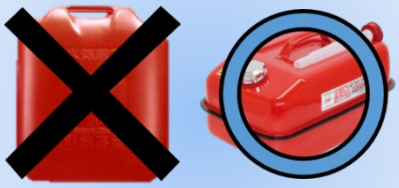

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

！噴出注意！

★周囲の安全を確認
★フタを開ける前に
①エンジン停止
②エア抜きをする
★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!

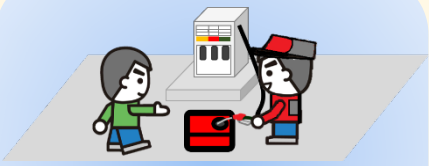

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連　石油連盟　全農　FDMA 消防庁 Fire and Disaster Management Agency

本改正に関する詳しい情報は
https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/